

稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業 要求水準書(案)に関する意見

No.	ページ	項目番号	項目	意見及び提案
1	3	I.-5	事業範囲	「事業用地外であっても、(中略)事業者の費用と責任において整備する。」とありますが、この場合の用地確保等に関する業務及び費用は市の範囲であることを明示願います。
2	3	I.-5-(1)-④	施設、設備及び事業用地の設計、整備	「防災調整池等に敷設する給水設備」の内容について明示願います。
3	5	I.-9-(1)-②-ア	工事着手前	「事業者は、(中略)市の承認を得なければならない。」とありますが、リスク分担等の考え方から「承認」は適切ではないと考えます。他の項目の表現に合わせて「確認」に変更されることを希望します。
4	5	I.-9-(1)-②-ア	工事着手前	「事業者は、建築基準法の規定される工事管理者、建設業法に規定される監理技術者を配置し」と記載がありますが、事業者(SPC)は法律上の建設業の資格を有する者ではなく、建設工事の発注者との位置付けと理解します。従って、当該資格者(工事管理者、監理技術者等)を配置するのは構成員、もしくは協力会社となると考えます。該当文書の「事業者」を「構成員若しくは協力会社」と変更願います。
5	7	I.-10-(2)	事業提案の変更	事業期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、要求水準書を満足させる変更を行うとありますが、本件はBTO事業方式を採用しています。運営維持管理において要求水準を満足する運転を行うことは理解しますが施設の改造更新に伴うような業務が事業契約に含まれているとは考えにくいと考えます。明らかに事業提案の瑕疵に基づいた施設整備の責任は事業者が存在すると考えますが、不可抗力は除き受入廃棄物等に起因し要求水準を満足しない事項については稚内市の負担とすることが、事業の健全性を担保するうえで重要と考えます。
6	9	II.-2-(3)	計量器の使用	隣接する最終処分場の計量施設を無償利用できるのとことですが、隣接する今回施設へのデータ転送は稚内市が行うとの理解でよろしいでしょうかお示しください。最終処分場の事業運営者が有利とならない公平性を確保した募集要項を期待します。
7	9	II.-2-(3)	計量器の使用	計量器を使用するにあたり設備改造の可・不可、また改造が可能な場合のリスク分担(費用等)について明示願います。 また、既設の計量施設の仕様、図面等をいただけないでしょうか？
8	9	II.-2-(6)	処理排水及び最終残渣の処分	処理排水は下水道放流と規定されていますが、本事業における下水道料金について金額等を明示願います。
9	9	II.-2-(6)	処理排水及び最終残渣の処分	最終残渣の処分について、以下の項目について明示願います。 ①処分先は、隣接の最終処分場と理解してよろしいでしょうか？また、その場合の処分費を明示願います。 ②搬出物の運搬について、廃掃法上の廃棄物運搬の許可の必要性の有無を明示願います。 ③廃棄物運搬の許可が必要な場合、許可業者に運搬を委託することの可・不可について明示願います。

No.	ページ	項目番号	項目	意見及び提案
10	9	Ⅱ.-2-(6)	処理排水及び最終残渣の処分	搬入物の内、処理不適合物の最終処分に関する費用について、実施方針のリスク分担表で「搬入するごみの質によるもの」のリスクは市となっているため、当該費用については市の負担と理解します。実施方針若しくは要求水準に明記願います。
11	10	Ⅲ.-1-(1)-③	処理対象物	処理対象物の性状によりメタンガス発生量などが変わります。 そのため、処理対象物(一般廃棄物(生ごみ)、下水道汚泥、水産廃棄物、紙類、油類)のそれぞれの性状(内容物の種類、含水率、有機分率、元素組成)をご提示ください。
12	10	Ⅲ.-1-(1)-③	処理対象物	受入設備や前処理設備を計画するにあたり、一般廃棄物(生ごみ)、下水道汚泥、水産廃棄物、紙類、油類それぞれの収集形態などをご提示ください。 ・分別回収されますか、それとも混合状態で回収されますか。 ・一般廃棄物(生ごみ)は、ごみ袋に入れて回収されますか。 ・搬入車両の形状、施設の受入設備への投入方法はどのようになりますか。 ・凍った状態で搬入されることがありますか。
13	10	Ⅲ.-1-(1)-③	処理対象物	処理対象物の発生量の月変動係数、及び運営期間中の処理対象物の想定発生量をご提示ください。
14	13	Ⅲ.-2-(2)-⑦	ユーティリティ条件	水利用は上水となっていますが、ユーティリティ費用を削減してVFMの最大化をはかるため、事業者が井戸を設置して井水を使用することを許可願います。
15	15	Ⅳ.-1-(2)	表 運転管理等必要資格(参考)	参考資格に電気主任技術者がありますが、電気事業法上の電気主任技術者は事業者が配置する計画でしょうか？(BTOなので、運営期間中の施設所有者は市となります。)市の方針を明示願います。
16	16	Ⅳ.-1-(3)-⑤	労働安全衛生・作業環境管理	事業者は、従業員の健康診断の結果を市に報告するとありますが、健康診断の結果は重要な個人情報であり、市に報告することは問題があると考えます。市への報告の削除をお願い致します。
17	26	V.-2	施設からの退去	15年経過時の本施設の位置づけについて条件を明確化していただきたく願います。 継続する場合は、一旦事業終了時に洗浄等を行う費用や予備品・消耗品等撤去したものを再度購入する費用は全く無駄になります。 停止する場合は、代替の施設へのごみ処理の移行が終了に応じて随時進められていくという対応で、ある程度終了に向けてのごみや薬品の量調整も可能であると考えます。 しかし、現状においては、事業者としては実際の状況を予見できないため、実際より割高になることが想定されます。また、本施設を別途撤去時にまとめて実施するほうが経費等も合理化され総合的に見て安価になると想定します。よって、撤去・洗浄といった業務は範囲外に見直していただきたく願います。

No.	ページ	項目番号	項目	意見及び提案
18	26	V.-2	施設からの撤去	撤去に伴う措置(①～⑪)は、多大な費用を必要とする項目が多く、17年後の費用を算定することも困難であるため事業者のリスクが増大します。よって、本内容を事業契約に含めることはVFMの悪化を招き適切ではないと考えます。本内容については、完了3年前の協議に於ける事業者との別途契約とし、本事業契約から削除することを希望します。